

**面談会へ参加される方は、当日までに
こちらの事前説明資料の確認をお願いいたします。**

令和 7 年度

「働く準備をしよう！！就労移行支援サービスの面談会」

参加者向け事前説明資料

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

※ 当資料の無断転載・無断使用を禁じます。

※ 「障害」の「害」の字について、法律に基づき漢字表記が必要なものを除き、原則、ひらがなで表記しています。

目 次

1. 障がい福祉サービス等の概要
2. 就労系障がい福祉サービスの概要
3. 就労移行支援の支援内容
4. 一般就労（就職）後のサポート体制
5. 就労移行支援利用までの流れ
6. その他の相談窓口
7. 面談会の注意事項



1. 障がい福祉サービス等の概要

(1) 障がい福祉サービスとは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいや難病のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるもので、支援の目的や対象者によって、様々なサービスがあります。



1. 障がい福祉サービス等の概要

(2) 対象者

下記の要件を満たす方がサービスの対象となります。

種別	要件
身体障がい者	① 身体障がい者手帳を取得されている方
知的障がい者	① 療育手帳を取得されている方 ② 知的障がい者更生相談所又は児童相談所に知的障がいと判定をされた方
精神障がい者 (発達障がい者を含む)	① 精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方 ② 精神障がいのために障がい年金を受給されている方 ③ 精神障がいのために特別障がい給付金を受給されている方 ④ 自立支援医療(精神通院)を受給されている方 ⑤ 医師に精神障がいと診断された方(診断書必要)
難病等対象者	① 障害総合支援法に定める疾病(376疾病)に罹患している方

1. 障がい福祉サービス等の概要

(3) 障がい福祉サービス等の内容

種別	名称
在宅で利用する	居宅介護（身体介護・家事援助）、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援
外出時に利用する	同行援護、行動援護、居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）、移動支援
通所して利用する	生活介護、自立訓練、 就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型
住まいの場として利用する	療養介護、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）
その他	短期入所（ショートステイ）、日中一時支援、重度障がい者等就労支援特別事業、 就労定着支援

※ **赤字**で記載したものが、就労系の障がい福祉サービスです（詳細は、次ページ参照）。

※ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型については、在宅での支援効果が認められると市町村が判断した場合に、**在宅**で支援を受けることができます（在宅支援を行っている事業所に限る）。

2. 就労系障がい福祉サービスの概要

	就労選択支援	就労継続支援B型	就労継続支援A型	就労移行支援	就労定着支援
概要	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行う【R7.10開始】	就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。通所日数を少しずつ増やしつつ、軽作業から徐々に就労能力を向上させます。 【工賃支給あり】	<u>雇用契約の締結等による</u> 就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う 【労働基準法に基づく最低賃金の支給あり】	①生産活動・職場体験等の活動の機会の提供 その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③職場の開拓、④就職後の職場定着支援を行う	就労継続を図るため、各関係機関等と連絡調整を行い、障がい者が雇用されることに伴い、生じる問題に関する相談、指導、及び助言やその他の支援を行う
対象者	就労移行支援や就労継続支援を利用する意向がある者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者 ※1	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が <u>可能</u> である者 ※1	通常の事業所に雇用されることが <u>可能</u> であると見込まれる者 ※1	<u>障害福祉サービスの利用を経て</u> 、通常の事業所に雇用され、 <u>雇用後6月を経過した者</u>
利用期間	1か月(最大2か月)	制限なし	制限なし	最大2年間 ※2	最大3年間 ※2
事業所数	R7.10新規サービス	110 ※3	22 ※3	28 ※3	21 ※3

※1：一定の条件を満たす場合、通常の事業所に雇用されている者も可

※2：必要性が認められた場合、更新可能 ※3：令和7年8月1日時点、休止中も含む

3. 就労移行支援の支援内容

- ・ 就労のために必要な訓練を行い、一般就労（通常の事業所への就職）を目指す障がい福祉サービスです。
- ・ 就職のために必要な技能を習得する訓練を行い、就職のための準備ができれば、職場実習等を実施し、就職に繋げる支援を行います。
- ・ 一般就労移行後、6か月間は職場定着支援を行います。



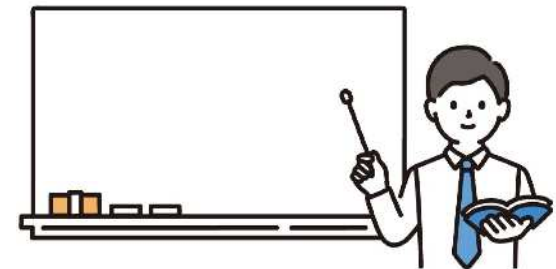
ビジネスマナー



パソコン操作訓練



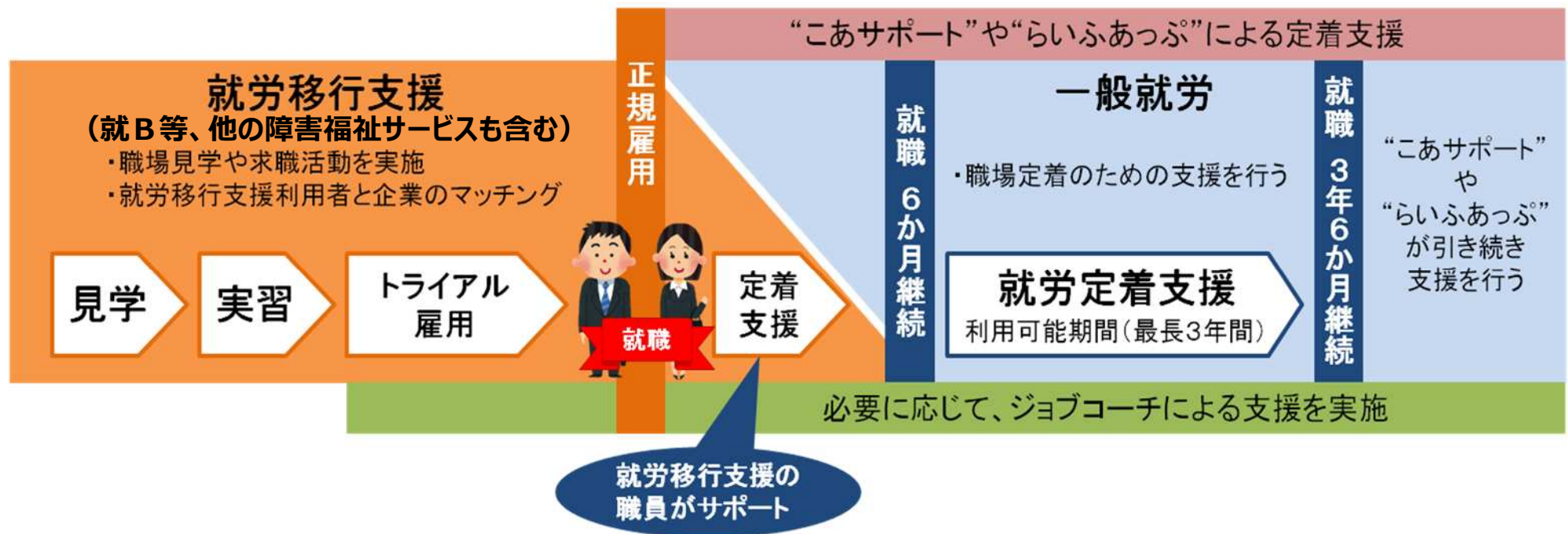
作業訓練



各種講座

4. 一般就労（就職）後のサポート体制

- 一般就労後6か月間は、就労移行支援事業所が職場定着支援を行います。
- 一般就労後6か月経過以降は、就労定着支援事業所を利用することで最大3年間の職場定着支援を受けることができます。
- 就労定着支援事業所利用後は、各支援機関より、支援を受けることができます。



5. 就労移行支援利用までの流れ

① 相談（区役所健康福祉課や相談支援事業所）



② 申請（区役所健康福祉課）



③ 認定（聴き取り）調査



④ サービス等利用計画案の提出



⑤ 支給決定（受給者証の交付）



⑥ サービス等利用計画の提出



⑦ 事業所と利用契約



⑧ サービスの利用開始・利用者負担の支払い

希望者は、就労移行支援
利用前に就労選択支援を
利用することも可能です。
その際は、別途、同様の手
続きが必須です。



6. その他の相談窓口

➤ 各区役所・各地域保健福祉センターの窓口

就労に関わらず障がい福祉に関する総合的な相談窓口

➤ 新潟市障がい者基幹相談支援センター（東・中央・秋葉・西）

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う相談機関

➤ 新潟市障がい者就業支援センター こあサポート（市総合福祉会館 1 階）

就業支援担当者が就職相談から職場定着まで一貫した支援を行う支援機関

➤ 障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ（西区上新栄町1-3-9）

就業支援担当者と生活支援担当者が就業面及び生活面の一体的な支援を行う支援機関

➤ 公共職業安定所（ハローワーク 新潟・新津・巻）

障がい者の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口

➤ 新潟障害者職業センター（公共職業安定所内）

職業相談、職業準備支援、ジョブコーチによる支援、リワーク支援等様々な支援を行う機関



7. 面談会の注意事項

- ① 面談会は、各事業所の特色を知っていただき、利用に繋げることを目的としており、当
事前説明資料の内容をご理解いただいていることを前提に実施します。面談時間は
20分と限られているため、**「就労移行支援とは何か」等の基本的事項は事前に当
事前説明資料等でお調べいただいたうえでご参加願います。**
- ② 参加申込内容を元に事務局側で事業所と参加者のマッチング調整を行います。参加
者の状況によっては、希望に添えない場合もあります。決定した面談事業所や面談順
については、当日、受付でお知らせします。
- ③ **面談会で興味のある事業所がありましたら、面談会終了後に事業所見学へ行くこと
をおススメします。面談時間内に見学の日程調整まで行くとスムーズです。**
- ④ 13時00分受付開始、13時30分面談開始となりますので、時間に余裕をもってお越
しく下さい。
- ⑤ 当日は公共交通機関をご利用ください。お車でご来場の場合は、周辺の民間駐車場
をご利用ください（駐車券の減免処理等はありません）。
- ⑥ キャンセルする場合は、新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係までご連絡ください。

説明は以上です。

当日は、お気をつけてご来場ください。

